

意見公募要領

1 意見募集対象

〈省令案〉

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案

〈告示案〉

- ・電気通信事業法第 26 条第 1 項各号の電気通信役務を指定する件の告示案

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100 - 8926 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5948

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：zigyouhou-cppc_atmark_ml.soumu.go.jp

（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は極力控えていただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。）。

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっております。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合
意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

4 意見提出期限

平成 27 年 12 月 24 日（木） （郵送の場合は、同日必着。）

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う電気通信事業の利用者保護に関する省令等の整備案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。

	意見対象区分	対象箇所	意見
1	電気通信事業法施行規則の一部改正案		(大部の場合は、別葉にすること。)
2	電気通信事業法第 26 条第 2 項に基づき電気通信役務を指定する件の告示案		(大部の場合は、別葉にすること。)